

葛飾区監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月9日

葛飾区監査委員	坂	井	保	義
同	反	町	直	志
同	峯	岸	良	至
同	山	本	ひろみ	

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

(財政援助団体)

一般社団法人 葛飾区医師会 (監査対象 葛飾区在宅療養推進事業)

(措置の内容)

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、実績報告書を確認したところ、医療コーディネート体制の整備事業について、葛飾区在宅療養推進事業補助金交付要綱第3条第2項により、「当該額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。」とされているが、これを行わないで報告していたため、984円の返還が生じた。実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。また、所管課においては、法人による適正な事務処理が行われるよう提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

(講じた措置)

本件は、法人が在宅療養推進事業「医療コーディネート体制の整備事業」における実績報告書の金額を誤って1千円未満の端数を切り捨てずに記載し、区においても報告書の確認が不十分であったため、その誤りに気が付かずに端数分の984円を支出してしまったものである。

今後、同様のことが起こらないよう、法人に対して補助金交付要綱に基づき適切な事務処理を行うよう指導した。

また、区においても補助金の交付事務にあたって、補助金交付要綱の確認を徹底するとともに、法人から提出される実績報告書等の書類は複数の職員で確認を行うこととし、再発防止に努める。

なお、令和6年12月10日に法人より984円の返還があり、返還手続きは処理済である。

(地域保健課)